

浄化目標の設定について

地域住民の安全の確保

- (1) 当該地域に飲用井戸はない。
- (2) 大気中の濃度レベルは基準値を大幅に下回っており、対照とした本庁舎周辺と同レベル
⇒健康影響はない

1 浄化目的

2 目標

3 浄化方法等

1-1 地域住民の不安解消

(1) 心理的不安

汚染地下水の上で生活していることに対する不安

(2) 地価の下落

汚染地下水による地価が下落するおそれに対する不安

1-2 水道水源への地下水汚染の到達防止 (水道水源の確保)

1-3 南吹田まちづくり（開発工事等）への影響の低減

- ・土地所有者又は開発事業者の汚染土壌・地下水の処分費用負担
⇒開発計画が遅れる可能性有

<浄化対象>

環境基準値（1,2-ジクロロエチレン）の100倍を超える地下水汚染地域における地下水位よりGL-10m程度の飽和帯土壌及び地下水

<項目>

- ・1,2-ジクロロエチレン
- ・（塩化ビニル）

浄化対策後に濃度が上昇する場合は、少なくとも浄化対策前のレベルまで濃度を低下させる。

<目標値>

地下水環境基準値の10倍以下（下水道排除基準）まで低減し、一定期間そのレベルを満足させ、その後MNA（自然減衰）により、最終的に環境基準値を目指す。

<期間>

6年程度
(モニタリング及びMNA期間は含まない。)

(1) すべての浄化方法が対象

(2) 2箇所の地下水落ち込み対応
(No.11, No.50)

<緊急の対応>

水道水源への汚染到達時には別途対応を検討する。

浄化対策の決定